

病児保育室 受入れの目安

病名	受入れの目安
インフルエンザ	発症3日目から、もしくは解熱したら
麻疹	解熱後3日(72時間)を経過している
風疹	発疹が消失している
水痘	すべての発疹が痂皮化している
おたふくかぜ	発病後4日目から利用可能
突発性発疹	医師による病児保育の許可がある
ヘルパンギーナ	発病後1日目から利用可能
手足口病	発病後1日目から利用可能
伝染性紅斑(リンゴ病)	紅斑などがみられるが全身状態が落ち着いている
胃腸炎	下痢・嘔吐が落ち着いて水分が取れる。医師からの許可があれば利用可能
溶連菌感染症	適切な治療(抗菌薬の内服)を前日までに開始されている
とびひ	発熱がなく、状態が悪くない
百日咳	特有の咳の消失後または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了している
マイコプラズマ感染症	抗菌薬を内服している
RSウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	症状が落ち着いている
外科的疾患	一般保育所での保育が困難な場合
一般症状	受け入れの目安
①熱	39℃以下の発熱があっても元気がある
②消化器症状	激しい腹痛、頻繁に起こる下痢、嘔吐が無い
③眼科	伝染病でない場合
④耳鼻科	診療情報提供書があれば可能
⑤外傷	骨折や縫うようなけがの場合でも、診療情報提供書があれば可能

外に利用者がいない場合、かつ篠ノ井総合病院の小児科医師が許可した場合のみ、利用相談可能

利用できない場合
<ul style="list-style-type: none"> ・咽頭結膜熱(プール熱)、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎に罹患している場合 ・嘔吐や下痢がひどく脱水症状の兆候がある場合 ・咳、喘鳴(ゼーゼー)がひどく、呼吸困難である場合(ぜんそく発作を含む) ・食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない状態 ・点滴などの医療行為を行っている場合 ・重篤な疾患で直ちに入院などの措置が必要と考えられる場合 ・難治性の疾患で治療が継続している場合 ・免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している場合 ・感染しやすく、一旦感染すれば重篤になる危険性が高い場合 ・てんかん発作が頻繁に起こっている場合 ・その他、医師により集団保育不可能と診断された場合